

岩手県告示第849号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成22年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 葛巻町黒森鳥獣保護区
- 2 区域 岩手郡葛巻町地内の国道281号と主要地方道葛巻日影線の交点を起点とし、起点から国道281号を南に進み町道鈴鹿口線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を南に進みさらに北西に進み町道渋谷地線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道渋谷地線と町道松ヶ沢線との交点から北に向かう作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み民有林60及び61林班と民有林52、53及び62林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み丸瀬沢沿いの作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み黒森峠へ通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。